平成２１年（再イ）第８１９号
福岡市西区姪浜駅南４丁目４番22―202号
再生債務者　川上なぎさ
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月21日まで
平成22年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第８２８号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代903番地５カーサー新宮Ｂ202号
再生債務者　図師　悦子
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月21日まで
平成22年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４０号
福岡市早良区室住団地25番401号
再生債務者　林　小百合
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月21日まで
平成22年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第７１９号
福岡県糸島市有田中央２丁目７番16号
再生債務者　神應寺君則
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月23日まで
平成22年４月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第８５６号
福岡市東区馬出１丁目21番１―403号
再生債務者　内海　天元
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月23日まで
平成22年４月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第３号
福岡市南区野間３―９―２―Ⅱ301
再生債務者　安永るり子
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月23日まで
平成22年４月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第８０号
秋田県潟上市天王字細谷長根33番地10
再生債務者　高桑　秀樹
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月26日まで
平成22年４月５日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第８２号
秋田県男鹿市船川港船川字片田63番地６
再生債務者　齋藤　信政
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月26日まで
平成22年４月５日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第１１７号
兵庫県姫路市下手野４丁目12番12―７号
再生債務者　松井　生典
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月５日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再イ）第２６１号
北九州市若松区久岐の浜６番１―103号
再生債務者　三原ひとみ
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月26日まで
平成22年４月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再イ）第１７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3167番地１
再生債務者　赤　　宗敦
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月28日まで
平成22年３月31日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再イ）第２０号
神戸市灘区桜ケ丘町６番36号　桜ケ丘コーポ302号
再生債務者　角　　和徳
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月27日まで
平成22年４月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２１年（再イ）第７２３号
福岡市南区野多目３丁目２番２―301号
再生債務者　宮原　美保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月31日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第２８号
山梨県南アルプス市古市場801番地１
再生債務者　和田　　徹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年４月１日
甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第１号
福岡市博多区山王１丁目８番25―１号
再生債務者　寺井　敬親
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再口）第１号
愛媛県新居浜市角野新田町３丁目12番50号
再生債務者　中岡　裕治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月20日まで
松山地方裁判所西条支部